

### くりっ子ドクター 子育て相談室

子どもの発達のことなど、子育てについての疑問や悩みを、くりっ子ドクター(栗原中央病院小児科専門医)が無料で相談に応じます。

●**申し込み** 完全予約制です。土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時の間に専用ダイヤルへ電話して、申し込みください。

※相談日については、申し込みの際に確認してください。  
※子育ての相談をするもので、診察ではありません。

●**予約専用ダイヤル**

☎(24)8811  
☎(22)2360



### 高齢者肺炎球菌予防接種

●**接種対象者** 次のいずれかに該当する人で、過去に成人用肺炎球菌ワクチンを一度も接種したことがない人

□令和5年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える人

□60歳から65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人(身体障害者手帳1級相当程度)で、接種を希望する人

※予防接種を希望する人は、各保健推進室に問い合わせください。

●**接種期間** 令和6年3月30日(土)まで

●**接種場所** 市内の指定医療機関

※予約票裏面を確認してください。

●**自己負担金** 2,600円

●**注意事項**

□市外の医療機関で接種を希望する場合は、必ず接種前に各保健推進室に申し出てください。事前に申し出なく接種した場合は、全額自己負担となります。

□事前に医療機関への予約が必要で、

□予約票・接種済証を忘れずに持参してください。

●**市民生活部健康推進課**

☎(22)0370

### 5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉を担うボランティアです。子育てや介護、経済的困窮の悩みなど、さまざまに相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

相談内容の秘密は守られますので、生活上の困りごとがあるときは、民生委員・児童委員に相談してください。

●**市民生活部社会福祉課**

☎(22)1340

各総合支所市民サービス課

### 地震に備えた各種助成

#### 木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年6月の建築基準法改正により、それ以前に着工した住宅は現在の耐震基準を満たしていない可能性があります。

市内に住宅を所有する人が耐震診断を希望する場合は、耐震診断士を派遣して耐震診断と耐震改修計画を作成します。

●**対象住宅**

□現在居住しているまたは、居住予定の木造住宅

□世帯主が40歳以下で、18歳未満の子どもがいる世帯

●**申請方法** リフォーム工事着手の14日前まで、定住戦略室または、各総合支所市民サービス課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※申請書類は、栗原市移住定住サイトにてダウンロードできます。

●**栗原市移住定住サイト「子育てみらいんくらしたい栗原」**

<https://www.kuriharacity.jp/welcome/040/070/PAGE00000000000000334.html>

●**企画部定住戦略室**

☎(22)1125

●**電気自動車等購入の補助制度**

地球温暖化防止の推進および大気汚染の改善を図るため、二酸化炭素削減効果が高い電気自動車などの、購入費用の一部を補助します。

●**対象者** 市内に居住している個人または、市内に事業所や事務所を有する事業者(法人)で、電気自動車など

を新たに購入した人

※条件がありますので、事前に問い合わせください。

●**対象となる車**

□電気自動車

□プラグインハイブリッド自動車

□燃料電池自動車

※自動車検査証の初年度登録年月が、令和5年4月以降の新車が対象

※ハイブリッド自動車は対象外

●**補助金額**

1台あたり10万円

●**補助金交付予定件数** 20件

※先着順

●**申込期間** 5月9日(火)～令和6年2月28日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

※申請額が予算額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。

●**申込方法** 申請書に必要事項を記入の上、問い合わせ先に直接申し込みください。

※本事業は、県税のみやぎ環境税から、市へ交付される補助金を活用しています。

●**市民生活部環境課**

☎(22)3350

※在来軸組工法または、枠組壁工法の3階建てまで、昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象となります。

●**診断費用** 延床面積200平方メートル(約60坪)までの住宅の申請者負担

8,400円

※申請者負担は、延床面積により変わります。

●**木造住宅耐震改修工事促進助成事業**

市の木造住宅耐震診断助成事業で、耐震性能が基準を満たしていないと診断された住宅の耐震改修工事または、建て替え工事などに対して、経費の一部を助成します。

●**対象となる工事** 過去にこの助成を受けていない住宅で行う次の工事

□耐震改修工事

□既存の住宅を取り壊して行う建て替え工事

□耐震改修工事に併せたりフォーム工事

●**交付金額** 耐震化工事にかかる経費の80パーセント

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**既存の住宅を取り壊して建て替え工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事を行う場合**

上限100万円

●**耐震改修工事に併せてリフォーム工事または、建て替え工事を行う場合**

上限10万円を加算

※10万円以上のリフォーム工事を行った場合に限りです。

●**危険ブロック塀等除却事業**

地震によるブロック塀などの倒壊被害を防止するため、道路に面したブロック塀などの除却およびフェンスなどの設置費用の一部を助成します。

●**対象者** 工事するブロック塀の所有者や管理者

※事業者は除く

●**対象となるブロック塀**

□私道を除く道路に近接している、高さ1メートル以上のブロック塀で、市で行う耐震診断の結果、転倒および倒壊の危険性があるもの

※ブロック塀が擁壁の上にある場合、擁壁を含む高さが1メートル以上のものが対象となります。

●**助成金額**

□道路に近接するブロック塀などを除却または、高さを低減する工事

工事費の3分の2(上限15万円)

□右記事業後、フェンスなどを設置する場合

設置経費の3分の2(上限10万円)

### 軽自動車税口座振替利用者の納税証明書

令和5年度分の軽自動車税(種別割)を口座振替で納付した人で、継続検査が必要な車種分の納税証明書(継続検査用)は、6月上旬に各納税者へ発送します。

手元に届く前に、車検などのため納税証明書(継続検査用)が必要となる場合は、有効期限延長の納税証明書の交付を受けることができます。

●**注意事項** 令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)により、軽自動車検査協会がオンラインで納付状況を確認できるようにになりました。そのため、車検の際に、継続検査窓口での納税証明書提示が原則不要となっています。

なお、納付後すぐの場合など、軽JNKsに納付情報登録されていないときは、紙の納税証明書が必要となります。

●**申請方法** 車検証を持参し、窓口備え付けの申請書に記入の上、税務課または、各総合支所市民サービス課で申請してください。

●**総務部税務課**

☎(22)1121

